

茨城県知事 大井川 和彦 殿

ひたちなか市長 大 谷



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 7 月 8 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 リンクスクエア馬渡

所在地 ひたちなか市馬渡字西谷津 2 5 6 5 - 1 外

2 届出者

氏名 東日本ダイワ株式会社 代表取締役 安藤 元二

住所 福島県郡山市朝日三丁目 2 番 2 7 号

3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし。 (中企第 383 号 に付いて)		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

